

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
Ⅱ 組合監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－２ 利用者保護等 Ⅱ－３－２－５ 貯金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点 (略) (１)・(２) (略) (３) リスク商品に係る業務 ① (略) ② 特定貯金等の受入れ 特定貯金等については、金商法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－２－１適合性原則」、「Ⅲ－２－３－２－３広告等の規制」、「Ⅲ－２－３－２－４顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－３－１－２（３）高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。 特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。 例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし	Ⅱ 組合監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－２ 利用者保護等 Ⅱ－３－２－５ 貯金・リスク商品等の販売・説明態勢 Ⅱ－３－２－５－２ 主な着眼点 (略) (１)・(２) (略) (３) リスク商品に係る業務 ① (略) ② 特定貯金等の受入れ 特定貯金等については、金商法の行為規制が準用されていることに鑑み、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－２－１適合性原則」、「Ⅲ－２－３－２－３広告等の規制」、「Ⅲ－２－３－２－４顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－３－１－２（３）高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。 特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。 例えば、以下の事項について、契約締結前交付書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
て説明することとしているか。 <u>なお、これらの事項については、顧客説明・勧誘等で中心的な役割を果たす商品概要資料又は重要情報シートにおいて、利用者にとって分かりやすい記載が求められることに留意するものとする。</u> イ. ～ハ. (略) (4) (略) (参考) (略)	て説明することとしているか。 イ. ～ハ. (略) (4) (略) (参考) (略)

附 則

この通知の改正は、令和〇年〇月〇日から適用する。